

平成 29 年度 国立大学法人北見工業大学 年度計画

I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 教育に関する目標を達成するための措置

(1) 教育内容及び教育の成果等に関する目標を達成するための措置

【1】学部学生の基礎学力を高め学習意欲を引き出すため、「入学前教育」・「補習教育」を含め、新たに「環境に関する総合科目」の導入なども考慮した「初年次教育」の方針について再検討を行うとともに、「初年次教育」の方針に基づいたカリキュラムを平成 28 年度までに構築する。また、構築したカリキュラムの教育効果については継続して検証を行い、必要に応じて改善する。

【1-1】学部学生の基礎学力を高め学習意欲を引き出すため、「入学前教育」や「補習教育」を継続するとともに、平成 28 年度に構築した「初年次教育」の方針に基づいたカリキュラムを平成 29 年度入学者から実施する。また、構築したカリキュラムの教育効果の検証を開始する。

【2】学部学生の勤労観、職業観を育成するとともに地域貢献への意識向上を図るため、地域密着型インターンシップを推奨するとともに、複数年インターンシップや学内インターンシップを推進し、インターンシップ参加学生数を第 2 期中期目標・中期計画期間における平均人数に対して 20%増加させる。

【2-1】地元 JA 等と連携し、地域貢献の意識向上を図るため地域密着型インターンシップを推進し、学部 2 年次・3 年次と連続して実施する複数年インターンシップや、大学の業務等を経験する学内インターンシップ制度を構築する。

【3】技術者として社会で求められる基礎学力を確実に身につけた人材を輩出するため、学士課程の入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）、教育課程の編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）及び学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）を一体的なものとして再構築を行い、平成 28 年度までに公表する。また、カリキュラム・ポリシーに基づき、ナンバリング制の導入、学生の授業外学修時間を増加させるための検討、重み付成績評価の導入などを通して学修成果の可視化、教育課程の体系化・実質化を進める施策を検討し、平成 29 年度から導入するとともに、ディプロマ・ポリシーに基づいた達成度評価による卒業判定制度を導入する。

【3-1】教育課程の体系化のため、ナンバリング制を導入したカリキュラムを実施するとともに、平成 28 年度に導入内容を決定した CAP 制及び重み付成績評価制度について、平成 29 年度入学者から新たに導入する。また、平成 28 年度に検討した、ディプロマ・ポリシーを踏まえた「学習・教育目標」の達成度を評価する指標を、平成 29 年度入学者から新たに導入する。

【4】学部・大学院の教養教育に関するポリシーを地域・社会連携、グローバル化などの観点を含めて検討を行うとともに、専門分野に偏らない広い視野を備えた技術者を養成するためのカリキュラムを第 3 期中期目標・中期計画期間中に構築する。

【4-1】専門分野に偏らない広い視野を備えた技術者を養成するため、平成 28 年度に検討し、構築したカリキュラム・ポリシーに沿った学部の新カリキュラムを実施するとともに、平成 33 年度に改組を予定している大学院のカリキュラム・ポリシー及びカリキュラムの構築について検討を開始する。

【5】学部学生の主体的な学びと問題解決能力を養成するため、アクティブラーニング等を活用した学生参加型の授業を第 2 期中期目標・中期計画期間における平均授業科目数に対して 10%増加させる。また、大学院において幅広い視野を持った実践的な専門技術者を育成するため、アクティブラーニングに加えてフィールドワーク等を重視し、専門分野の枠を越えた統合的なカリキュラム及び独創的な研究活動を遂行する一貫した「学位プログラム」を第 3 期中期目標・中期計画期間中に構築する。

【5-1】学部学生の主体的な学びと問題解決能力を養成するため、平成 29 年度入学者の新カリキュラムにおいて、アクティブラーニングを導入した科目を 10 科目程度実施するとともに、アクティブラーニング科目の更なる増加策について検討する。

(2) 教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置

【6】教育の質や水準を担保するため、FD 活動の方法について再検討を行い教員の教育力を向上させる。特に、FD 活動の中心となる講演会に関しては、参加者を第 2 期中期目標・中期計画期間における平均人数に対して 20%増加させる。また、授業アンケートを始めとする学生の声を反映させる方策に関しても改善を進める。さらに、情報処理センター演習室を 1 ヶ所に集約し、情報教育の質を高める。

【6-1】教育の質や水準を担保するため、平成 28 年度に見直しを行い改善した新しい授業アンケートを実施するとともに、FD 講演会の参加者を増やすための方策や内容等の見直しについて引き続き調査、検討のうえ実施し、参加者を第 2 期中期目標・中期計画期間における平均人数に対して 20%以上増加させる。また、平成 29 年度入学者の新カリキュラムにおいて、情報教育の質を高めるために、情報処理センター演習室を有効活用し、平成 28 年度に検討した授業方法を踏まえ、ICT 機器を利用した科目を実施する。

【7】高校生等の科学や工学に対する興味・関心を喚起するため、研究室訪問や模擬講義・実験等を実施し、大学における高度な教育・研究に触れる機会や現役学生との交流の機会を拡充する。また、高校や高専との連携を強化し、高大連携プログラムを推進するとともに、高専からのインターンシップ受入れ拡充のため、インターンシッププログラムの提供や参加者の受入れ環境の整備を行い、受入れ数を第 2 期中期目標・中期計画期間における平均受入れ数に対して 20%増加させる。

【7-1】高校生等の科学や工学に対する興味等を喚起するため、研究室訪問や講座等を拡充する。また、高専の学生を受け入れるインターンシップについて、提供プログラムの公開時期を早期化し、受入学生の増加を図る。

【8】地域の課題解決を図る人材の育成を推進するため、地域に関する授業を拡充、その成果をインターンシップや地域事業等への学生参加を通して地域社会に還元する。また、社会人学び直しの場の提供として、科目等履修生の受入れを増加させるとともに、大学院博士前期課程を中心とした社会人受入れのための新しい制度並びにカリキュラムを構築する。さらに、生涯教育支援センターと指導教員が中心となり、異分野の教員も連携しながら、社会人入学生に対して講義の受講や研究プロジェクトの推進、経済的支援等に関して、夜間、週末の指導や ICT も活用しながらきめ細かい支援を行うことにより、生涯学習の機会を拡充する。

【8-1】地域の課題解決を図る人材の育成を推進するため、平成 29 年度入学者のカリキュラムにおいて地域に関する授業を拡充するとともに、道内企業と教員との交流会やインターンシップを実施する等、企業と教員、企業と学生の交流の場を新たに設け実施することで、地域社会への関心を高める。また、学び直しの場の提供など社会人受入れのための新しい制度や生涯学習の機会を拡充するための具体的な方法を検討する。

(3) 学生への支援に関する目標を達成するための措置

【9】学部学生の主体的学習習慣の育成及び質を伴った学修時間の増加を図るため、図書館のアクティブラーニングフロアにプレゼンテーションエリアを設置するとともに、ラーニングアドバイザーによる学習サポートを実施する。また、キャリアデザインのベースとなる社会人基礎力を育成する講習会を充実させるなど就職支援の取組を強化する。

【9-1】大学院生のラーニングアドバイザーを雇用し、主に学部 1、2 年生を対象とした基礎科目（数学、物理、化学、英語等）の学習サポートや学習相談を週 1 回（2 時間）実施する。

【9-2】社会人基礎力を育成するため、就職支援のための講義内容の見直しや、講習会等のプログラムを検討する。

【9-3】図書館職員が学部 1 年生を対象に授業「情報科学概論演習（基礎教育科目）」の中で「図書館活用法の習得」の講習を行う。このことにより、早い段階から図書館の施設、資料等の有効活用及び学術文献の効率的な探索方法を習得し、学生の学修活動に役立てる。

【9-4】図書館のラーニングコモンズを含めた学習環境の整備、利用者サービスの向上及び資料の充実のため、学内及び一般利用者に対して「図書館利用に関するアンケート調査」を実施する。

【10】優秀な大学院生の確保のために独自の授業料免除や奨学金の充実を図るとともに、地域への就職率向上のため地域企業と連携し、学部学生を対象とした奨学金制度を平成 29 年度までに導入する。また、学生の生活支援として入学料免除、授業料免除等の経済的支援を継続して行う。

【10-1】平成 28 年度に整備した本学独自の学部一般入試成績優秀者を対象とした入学料免除制度と見直した創立 50 周年記念基金奨学金の支給を実施するとともに、優秀な大学院生の確保のために独自の授業料免除制度等を引き続き検討し、構築する。また、地域への就職率向上のため地域企業その他、オホーツク地域の自治体と連携し、学部学生を対象とした奨学金制度の協力企業等を開拓する。

【11】 学生による地域ボランティア活動等を促進し、地域社会を理解し地域貢献に意欲を有する人材の育成を図るため、自主的活動に対するインセンティブを高めるための適切な表彰制度を整備するとともに、学士課程にボランティア活動の教育的効果を適正に評価するための単位制度を導入する。

【11-1】 平成 28 年度に整備した地域ボランティアをはじめとする地域貢献活動など学生の自主的活動に対するインセンティブを高めるための表彰制度を実施するとともに、ボランティア活動の調査及び単位制度について検討を開始する。

(4) 入学者選抜に関する目標を達成するための措置

【12】 大学入学希望者学力評価テスト（仮称）を活用し、本学アドミッション・ポリシーに基づき多様な能力を多元的に評価する新たな入学者選抜方法を平成 32 年度までに導入する。

【12-1】 大学入学希望者学力評価テスト（仮称）に対応した入学者選抜方法について、新たに設置したアドミッションセンターで検討を継続する。

【13】 組織改革と併せて新しい学科構成における理念・学習教育目標を基礎とした本学の入学者選抜におけるアドミッション・ポリシーを教育課程の編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）、学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）と一体的なものとして再検討し、平成 28 年度までに公表する。

平成 28 年度達成済みのため、今年度計画なし。

【14】 大学院における志願者の増加を図るため、面接方法・出題科目等を改善するとともに、科目履修制度と連携した新しい制度に対応した社会人選抜及びインターネットを利用した新たな外国人留学生選抜を平成 32 年度までに導入する。また、学部から大学院までの連続性を持ったカリキュラムを整備するとともに、独自の奨学金制度等を平成 33 年度までに導入する。

【14-1】 平成 32 年度の導入を目指している外国人留学生のためのインターネットを利用した入学者選抜について、具体的な実施方法の策定を行う。また、生涯教育の一環として科目履修制度と連携した新たな社会人入学者選抜方法についての検討を継続する。

2 研究に関する目標を達成するための措置

(1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するための措置

【15】世界的あるいは日本全体に関わる普遍的な課題に対し、本学の特色ある工学技術の蓄積と研究者のリソースによる解決を図り、その成果を地域に還元・貢献するという視点から、「エネルギー工学」、「地球環境工学」、「寒冷地域防災工学」、「先端材料工学」等の重点研究分野を設定する。これらの分野に学内資源を重点配分し、研究成果を積極的に発信する。

【15-1】本学の研究成果を地域に還元・貢献するという視点から平成 28 年度に新たに設置した研究ユニットに対して、研究推進機構の下で効果的・計画的な支援策を実施する。また、これら研究ユニットの研究成果を広報用パンフレットや WEB 記事等の各種広報媒体を通じて発信する。

【16】人と自然とが共生し、一人ひとりが自立して生活できる明るく活力のある健康長寿社会の形成及び安心・安全な地域社会の形成などに貢献するという視点から、「医工連携」、「工農連携」、「冬季スポーツ工学」、「機械知能情報工学」等の重点研究分野を設定する。これらの分野に学内資源を重点配分し、研究成果を積極的に発信する。

【16-1】健康長寿社会の形成及び安心・安全な地域社会の形成などに貢献するという視点から平成 28 年度に新たに設置した研究ユニットに対して、研究推進機構の下で効果的・計画的な支援策を実施する。また、これら研究ユニットの研究成果を広報用パンフレットや WEB 記事等の各種広報媒体を通じて発信する。

【17】重点研究分野においては、学内資源の重点配分等により論文数、科研費採択件数、外部資金獲得教員数について、それぞれの平均が第 2 期中期目標・中期計画期間における平均を上回るようにする。また、応募資格者数に対する科研費申請件数の比率を 100%以上にするとともに、予算配分の見直し等の支援強化により、第 2 期中期目標・中期計画期間の平均科研費採択件数を上回るようにする。

【17-1】科研費の採択件数が第 2 期中期目標・中期計画期間における平均を上回るようにするため、平成 30 年度から始まる科研費審査システム改革等について十分に周知するとともに、若手教員や不採択者に対する新たな申請支援策を実施する。また、応募資格者数に対する科研費申請件数の比率を上げるため、未申請者に対して申請を促すための方策を実施する。

【18】地域の自治体等と連携し、研究成果発表会、公開講座、パンフレット配布、WEB等を活用した研究成果の情報発信を強化し、地域の中核的拠点としての存在価値を高める。

【18-1】研究成果を地域に情報発信する手段として、定量的な目標を含めた研究シーズの量的充実方策を実施する。

(2) 研究実施体制等に関する目標を達成するための措置

【19】地域情勢に即応し、総合的な研究力を発揮できる研究推進体制にするために、平成30年度までに研究支援室（仮称）を設置する等、研究環境・事務的サポートを含めた組織の効率的見直しを実施する。

【19-1】地域情勢に即応し、総合的な研究力を発揮できる研究推進体制を構築するために、平成28年度に再編を決定した研究推進機構の効果的な運用を図り、新たに設けた高度専門職との連携による事務的サポートを強化することにより、教員の二ーズを踏まえた支援策を実施する。また、研究推進機構の再編に伴って設置する共用設備センターにおいて、新たに設けた技術部高度専門職を中心として学内大型機器の共有化と効率的な保守・運用を推進し、地域からの依頼分析等への対応や、機器設置情報の管理などの技術的サポート体制の整備を進める。

【20】地域活性化の中核拠点としての役割を果たし、地域社会の発展に貢献できる研究開発を推進するために、重点研究分野に特任研究員や特任助教などの配置、学長裁量スペースの優先使用、研究費の配分などを行い、研究推進体制を強化する。

【20-1】引き続き、重点研究分野の研究推進体制を強化するために、特任助教の配置や研究費の重点配分等により、地域社会の発展に貢献できる研究体制の枠組みを整備する。

【21】研究水準を検証し、評価結果を研究の質の向上に反映させるために、重点研究分野を推進する研究組織の研究成果について、毎年度自己評価を実施するとともに、平成30年度及び平成33年度に外部評価を実施する。また、新たな重点研究分野となる萌芽的な学内研究を育成する。

【21-1】平成28年度に決定した自己評価の実施方策を踏まえ、自己評価を実施する。さらに、研究推進機構統括会議ワーキンググループにおいて、研究水準を検証

し、評価結果を研究の質向上に反映できる外部評価の実施方策を検討する。また、新たな重点研究分野となる萌芽的研究の学内育成方策を検討する。

3 社会との連携や社会貢献及び地域を志向した教育・研究に関する目標を達成するための措置

【22】北海道オホーツク地域との連携を強化し、地域の遊休公共施設を教育・研究・社会貢献活動のフィールドとして活用するとともに、地域のコミュニティ支援の場として活用し、学生参画による科学実験や公開講座等を実施することにより、生涯学習や理科教育拠点としての役割を果たす。さらに、研究成果等を活用した産業振興及び遊休公共施設のインキュベーション施設化等により雇用創出の基盤形成を支援する。また、学生の雇用創出を図るために、地元を中心とした地方公共団体と連携し企業誘致活動を推進するなどして、学部卒業者の道内就職率を平成 31 年度までに平成 26 年度に比べて 10%以上増加させる。(戦略性が高く意欲的な計画)

【22-1】平成 28 年度に教育・研究・社会貢献活動の啓蒙普及とその実践の場として、北見市から無償貸与された遊休施設(旧競馬場跡地)を、研究ユニットを中心とした実践的研究フィールドや学生教育の場として活用する。また、旧競馬場跡地を利用して、地域を対象とした学生参画による科学イベントを開催する等、地域に対する学生の社会貢献と市民の科学への関心を高める。

【22-2】学生の雇用創出を図るため、地元企業合同説明会を継続実施し、地元企業を PR する情報発信の場を提供するとともに、学生参加者数を増加させるための広報活動を行う。また、企業と教員、企業と学生の交流の場を新たに設け、情報交換や本学卒業者との交流を実施する。

【23】地域社会との連携を強化し、フィールド研究や様々な地域課題について調査を行う。さらに、地域の課題解決に積極的に取り組むため、フィールドワーク等を活用した実践的なカリキュラムを導入し、研究成果を教育の場に反映させることにより、学生の地域に関する総合的理解と地域創生への意識向上を図る。また、地域社会の活性化に貢献するため、地域の要望を踏まえたシンポジウムや各種講座等の開催を通じ、社会人技術者の学びの場の提供や研究成果を広く情報発信する。

【23-1】平成 28 年度に集約した地域自治体からの意見を踏まえて、本学のフィールド研究の活用や支援方策について引き続き検討するとともに、地域自治体等と連携し、地域ニーズを踏まえた新エネルギー関連のシンポジウムやセミナー等

を開催し、社会人技術者の学びの場とするとともに研究成果を広く情報発信する。

【23-2】平成 28 年度に構築したフィールドワーク等を活用した学部の実践的なカリキュラムを実施し、地域の課題解決に積極的に取り組み、学生の地域に関する総合的理解と地域創生への意識向上を図るとともに、新たなプログラムを開発・実施する。

【24】理科離れの防止と工学への興味を喚起するため、小中学生を対象として、平成 23 年度から始めた、教育委員会と連携した科学実験やものづくり体験の実践教育を継続的に実施する。さらに、本学の社会貢献プログラムを通して、大学での講義、実験又は出張による事業を、第 2 期中期目標・中期計画期間における平均件数に対して 20%増加させる。また、外国人留学生による地域のグローバル化支援について、地方公共団体等と連携し小中学校への訪問等様々な国際交流活動に参加する外国人留学生数を第 2 期中期目標・中期計画期間の平均人数に対して 20%増加させる。

【24-1】平成 28 年度の社会貢献プログラムの充実方策の検討を踏まえ、大学での講義、実験又は出張による事業を、第 2 期中期目標・中期計画期間における平均件数に対して、第 3 期中期目標・中期計画期間の実施平均件数として 20%増加させる。引き続き、北見市教育委員会と連携し、小中学校教員を対象とした事業を継続して実施する。また、地域のグローバル化を継続支援するため、留学生の派遣活動について自治体等に周知を行い、引き続き地域の小中学校・高校に留学生を派遣し、国際理解授業等を行う。さらに、地域の国際交流イベント等に留学生を派遣し、第 2 期中期目標・中期計画期間の平均人数に対して 20%増加させるとともに、引き続き地域住民との交流を行う。

【24-2】北見市教育委員会との連携協定を踏まえ、平成 32 年度から実施される小学校学習指導要領における「プログラミング教育」の研修を小学校教員に対し実施するとともに、よりスムーズな移行に向け北見市教育委員会との協議を深める。

【24-3】小学 4 年生から 6 年生の親子を対象としたものづくり体験である冬休み親子工作教室を引き続き行うとともに、科学実験を体験する出前体験学習を実施し、理科離れの防止と工学への興味を高める。

【25】 地方公共団体、企業、研究機関との連携によるコンソーシアムを活用し、国、道、市町村等の各種審議会や委員会、地域産業界と連携した研修や研究会等に積極的に参画・協力する等、地域でのリーダーシップを発揮することにより知の拠点としての役割を果たす。地域における共催・後援事業等を第 2 期中期目標・中期計画期間における平均件数に対して 20%増加させる。また、地域のニーズ調査結果を踏まえて大学シーズとのマッチングにより、効果的な地域支援及び地域連携について取り組む。

【25-1】 学外委員会・研修会等への協力例を紹介する等情報発信活動を強化し、国や地方公共団体等の審議会、研修会等へ本学から講師派遣等の参画・協力支援を積極的に行う。また、本学のシーズを十分活用し、地域で開催する事業の共催・後援支援を行い、その件数を第 2 期中期目標・中期計画期間における平均件数に対して 20%増加させる。

【25-2】 平成 28 年度に締結したオホーツク農業協同組合長会との包括的連携協定に基づき一次産業に係る工学的支援を推進し、市町村も含めた連携を強化する。

4 その他の目標を達成するための措置

(1) グローバル化に関する目標を達成するための措置

【26】 海外の大学等との双方向交流を推進するため、国際交流協定締結校を 20%増加させる。また、国際共同研究、国際連携教育プログラム、国際シンポジウム、国際交流研修等を実施し、双方向交流を推進する。

【26-1】 国際交流協定締結に向けた広報活動等を引き続き行い、協定締結校を 4%増加させるとともに、海外の大学等との双方向交流を推進するため、協定校等と国際共同研究、国際連携シンポジウム、国際交流研修等を継続して実施する。

【27】 日本人学生の海外派遣を促進するため、国際交流センターの教員を中心に、英語、中国語などの課外授業を実施し、日本人学生の海外派遣を支援、促進する修学環境を整備する。また、派遣経験者のネットワークを構築して在学生に情報発信を行う。これらの方策により、日本人学生の年間海外派遣者数を第 2 期中期目標・中期計画期間における平均派遣者数に対して 20%増加させる。

【27-1】 日本人学生の海外派遣を促進するため、英語、中国語等の語学研修の事前研修等の課外授業を引き続き実施するとともに、トビタテ留学 JAPAN、日本学生支援機構の制度を積極的に活用し、日本人学生の年間海外派遣者数を第 2 期中

期目標・中期計画期間における平均派遣者数に対して 20%増加させる。また、平成 28 年度に構築した派遣経験者のネットワークを利用し、派遣経験者の報告会等を開催するとともに SNS・国際交流センターニュースレター等を活用して体験談等を引き続き情報発信する。

【28】外国人留学生支援の強化による受入れの多様化及び日本人学生のグローバル化を図るため、英語による授業を学部、大学院合わせて 2 科目程度開講するとともに、英語を併用した授業を 20%開講する。また、WEB や SNS 等を活用した英語による情報発信及び外国人留学生に対する生活・就職支援等を充実する。

【28-1】平成 29 年度入学者の新カリキュラムにおいて、英語を併用した授業を 5%実施するとともに、学部及び大学院科目の英語による授業を増加させるための方策を検討する。

【28-2】平成 28 年度に実施したアンケート結果をもとに、外国人留学生に対する就職支援策を実施する。

【28-3】外国人留学生に対する生活等支援の充実のため、平成 28 年度に実施した留学生のニーズ調査に基づき、英語版ホームページの見直し及び留学生宿舍の設備等充実を図る。

【29】外国人留学生受入れ手段の多様化のため、海外大学とのツイニングプログラム等に参加し、外国人留学生数を第 2 期中期目標・中期計画期間における平均人数に対して 10%増加させる。

【29-1】外国人留学生の受け入れ手段の多様化のため、ハノイ工科大学とのツイニングプログラムコンソーシアムに正式加入し、モンゴル科学技術大学とのツイニングプログラムと併せて、平成 30 年度からの学生受入れに向け準備を進める。

【29-2】海外からの新規留学生獲得のため、留学説明会、海外留学フェア等に外部機関と連携して参加する。また、留学生数を増加させるため、広報活動を継続して行うとともに、新たな留学生の受入れプログラムを策定し、それに基づいた取組みを実施する。

II 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 組織運営の改善に関する目標を達成するための措置

【30】組織改革に伴う重点研究分野を中心に教員配置を行い、人口減少、少子高齢化、過疎化などの社会変化に対応出来る機動的な組織運営を行い、工学を基盤とした教育研究体制を強化・充実する。さらに、本学が定める教員基本定員の15%以上の学長裁量定員を確保し、40歳未満の優秀な若手教員の活躍の場を全学的に拡大し、重点的課題研究の推進や組織力、教育力、研究力を強化する。そのため、若手教員の雇用に関する計画に基づき、退職金に係る運営費交付金の積算対象となる教員における若手教員の比率を平成33年度までに30%程度にする。

【30-1】重点研究分野の育成を踏まえた教育研究体制の強化・充実のための教員人事計画を策定する。また、学長裁量定員を15%以上確保し、若手の特任教員を積極的に採用することにより、若手教員の比率向上を図る。

【31】社会や地域の要請を的確に反映し、幅広い視野での大学運営を行うため、経営協議会の意見を適切に反映するとともに、地域やステークホルダー等の意見を法人運営に積極的に活用するための窓口の設置や、意見を検討する仕組みを整備する。

【31-1】経営協議会学外委員と学長による懇談会を定期的に行うなどして、引き続き得られた意見を大学運営に反映する。また、平成28年度に設置した窓口を積極的に活用し、地域やステークホルダー等からテーマ別に意見を募り、得られた意見を検討する。

【32】女性教員、外国人教員の採用を促進するため、新たな評価制度を導入するとともに、女性教員には、出産、育児などと教育研究が両立しやすいように研究補助者の配置、単身赴任手当の支給要件の緩和、特別休暇付与、キャリア形成のための相談や助言機会の充実など支援体制を強化し、全教員の10%程度になるよう採用する。外国人教員への支援体制としてビザ更新時の特別休暇付与及び旅費や更新手数料等の補助、一時帰国時の特別休暇付与、希望者に対する日本語指導などの支援体制を強化し、外国人教員も全教員の10%程度になるよう採用しグローバルな教育研究体制の強化を図る。

【32-1】女性教員及び外国人教員の採用増加に向け、教員人事計画を策定するとともに、女性教員及び外国人教員から聴取した意見を基に必要な支援体制を強化する。

【33】男女共同参画推進のため、女性役員（16.7%）の選出及び女性管理職（16.7%）を登用するためのキャリアプランを作成する。

【33-1】平成 28 年度に達成した女性役員・女性管理職の数値の維持・向上のため、現在の構成や経歴を基にキャリアプランを検討する。女性職員を外部の研修会等に積極的に派遣する。

【34】人事・給与制度を弾力化し、若手、外国人新規採用教員や 55 歳以上のベテラン教員、優秀な研究業績を上げている教員等を中心に待遇改善を図り教員定員の 20%程度を第 3 期中期目標・中期計画終了時までには年俸制へ転換し更なる研究力の向上を図る。

【34-1】年俸制について制度説明を十分に行い転換を促すとともに、特任助教から常勤助教に転換する若手教員には原則として年俸制を適用し、全教員に占める年俸制教員の割合を平成 28 年度から 2%程度増加させる。

2 教育研究組織の見直しに関する目標を達成するための措置

【35】本学の強みであるエネルギー・環境分野を強化するとともに、「自然と調和したテクノロジー」の理解に立って、地域課題解決に貢献できる技術者養成を推進するために、学部を平成 29 年度を目処に改組し、大学院博士前期課程についても、平成 33 年度を目処に改組する。また、イノベーションの創出に向けて、高い技術力とともに発想力、経営力などの複合的な力を備えた人材を育成するため、博士後期課程についても自己点検・評価により各専攻における課題の整理を行い、教育研究体制等の整備を行う。（戦略性が高く意欲的な計画）

【35-1】平成 33 年度に予定する大学院博士前期課程の改組に向けてワーキンググループ（仮）を設置し、検討を開始する。また、博士後期課程の現状分析及び課題の整理を行うとともに、大学院担当教員向けに実施するアンケート内容を検討する。

3 事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置

【36】学長の意思を迅速に反映させるため、IR 担当教職員等の高度な専門性を有する者の活用を行うなど、学長企画室を中心とした支援体制を整える。

【36-1】引き続き、学長の意志を迅速に反映させるため、高度な専門性を有する者を活用するとともに、学長企画室を中心とした支援体制の充実を図る。

【37】迅速な意思決定と業務執行をし得る職員を育成するために、人事評価の結果に基づき適切な処遇及び研修計画を実施する。また、グローバル化に対応するために、外部研修の支援及び検定料の補助等により実用英語技能検定準 1 級取得又は TOEIC700 点以上の事務職員を 5 名以上配置する。

【37-1】職員の育成に係る研修計画に基づき、事務職員の資質向上を目的とした、SD 研修及び他大学等への短期間研修を実施する。事務職員における英語力の向上のため、TOEIC 受験料の全額補助を実施し引き続き受験機会を確保するとともに、前年度の TOEIC 受験結果に基づき、英語研修の実施について検討する。

【38】常に変化する時代の要請に的確に対応し得る効率的な事務組織及び技術部組織形態の在り方について、都度、事案に応じた課題を抽出し、組織横断的なプロジェクト体制を構築したうえで、検証・検討を行い、見直し案等の具体的な提案を行う。また、北海道地区の国立大学が連携して実施している統一的な「旅費システム」等の事務の共同実施を継続して実施するとともに、アウトソーシングの推進及び大規模災害等の発生に備えた連携の構築などの大学間連携の取組を進める。

【38-1】効率的な事務組織形態及び技術部組織形態の在り方について、抽出した課題を検証・検討するため、ワーキンググループを設置し、組織体制の提案を行う。前年度抽出したアウトソーシング可能業務について、アウトソーシング化に伴う影響等について検証し、大きな効果が得られる業務を抽出する。北海道地区国立大学が共同実施している旅費システムについて、継続して実施する。

Ⅲ 財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 外部研究資金、寄附金その他の自己収入の増加に関する目標を達成するための措置

【39】外部資金獲得増加に向けて、本学の研究シーズと地域及び企業ニーズとのマッチングを推進し、共同研究・奨学寄附金の平均契約・受入件数が第 2 期中期目標・中期計画期間における共同研究・奨学寄附金の平均契約・受入件数を上回るようにする。

【39-1】地域及び企業のニーズを把握するため、地域の共同研究実績企業等へのアンケート調査を実施する。共同研究・奨学寄附金の契約・受入件数が、第 2 期中期目標・中期計画期間における平均を上回るようにするため、平成 28 年度に

実施した他大学の状況調査を基に外部資金獲得者に対する優遇策について、順次実施する。

【40】 科研費の申請数を増加させるとともに、事務的サポート体制を含めた申請支援の強化により、科研費の平均採択件数が第2期中期目標・中期計画期間における平均採択件数を上回るようにする。

【40-1】 科研費の申請数を平成28年度より増加させるため、未申請者に対する申請を促すための方策を決定する。また、採択件数が第2期中期目標・中期計画期間における平均を上回るようにするため、教員のニーズを踏まえ、若手教員や不採択者に対する新たな申請支援策を実施する。

2 経費の抑制に関する目標を達成するための措置

【41】 教育研究に係る財源を確保するため、管理的経費の見直しを行うとともに、職員を対象としたセミナー等の実施により経費に対する意識改革にも取り組むことで、平成27年度比で事務局事務費を10%抑制する。

【41-1】 事務局事務費を対前年度比で2%抑制する。また、経費削減の取組を拡大するため、平成28年度に事務局職員から意見集約した取組の中から、近隣私立大学との共同調達や会議のペーパーレス化等を順次実施する。

【42】 財務内容の改善を図るため、国立大学法人化後の財務関連データの分析を行い、資源配分及び使途を明確にした学内予算配分システムを平成29年度までに構築するとともに、その検証を行う。

【42-1】 平成28年度に構築した学内予算配分システムを運用する。

3 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置

【43】 本学が保有する資産の不断の見直しに努めるとともに、有効利用を推進するため、講義室、講堂、体育館、運動場などの施設の外部貸出を積極的に行う。また、外部貸出収入を平成27年度比10%以上増となるように広報活動を充実させる。

【43-1】 平成28年度に現状を取りまとめた結果を踏まえ、本学施設の外部貸出を拡大するため、ホームページの掲載内容を見直すとともに、地域の中小企業等を対象とした広報活動を実施する。

IV 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 評価の充実に関する目標を達成するための措置

【44】 評価項目の見直し、改善及び組織改革に合わせた新体制での実施等、教員評価システムを発展させる。

【44-1】 研究アクティビティの向上や、地域貢献・社会貢献の一層の充実及び平成 29 年度学部改組に対応するために見直した教員評価制度を適切に運用する。

【45】 大学の教育・研究水準の向上のため、教育研究及び社会貢献等の業務全般について、平成 31 年度までに自己点検・評価を行い、その妥当性を本学が設置する外部評価委員会で検証する。また、学内の各組織において課題の整理・質の向上を行うために、各学科、機構、事務局等の各部局による自己点検評価制度を導入し、持続的な改善体制を構築する。

【45-1】 平成 31 年度に受審予定の認証評価に向け、平成 28 年度に IR 担当教員と連携して作成した基礎資料のデータ集積等を引き続き実施し、整備・充実する。

2 情報公開や情報発信等の推進に関する目標を達成するための措置

【46】 国際的広報を推進するため各種広報媒体を充実させるとともに、本学外国人教員の知見を取り入れながら、英語、中国語など多言語化を推進する。また、地域を対象とした広報として、大学開故事業を実施するとともに、研究成果等を周知するために地域に広報を行うためのスペースを設置する。

【46-1】 SNS の活用など新たな媒体による広報について、情報収集機能も含めた検討を行う。既存の広報誌からコンテンツを選んだ英語版をホームページで公開し、国際的広報を推進する。

V その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置

1 施設設備の整備・活用等に関する目標を達成するための措置

【47】 施設設備の利用状況を把握するとともに、平成 28 年度には地域における教育研究施設の中核的拠点としてのライフライン等機能向上を目指したキャンパスマスタープランに見直しをする。また、施設設備利用満足度アンケートを開始し、期間最終年度にはその整備効果を検証する。加えて、3 年毎に設備マスタープランの見直しを行う。

【47-1】平成 28 年度に改定したキャンパスマスタープランで定めた、地域の教育研究の中核拠点としての基盤の整備及び安全・安心な施設整備等の整備方針に基づき、老朽化した機械工学科 1 号棟の改修、冬季間における事故防止のための防雪アーケードの設置等の施設整備を推進する。

【47-2】概算要求等に向けた設備マスタープランの見直しを行う。

【48】スペースチャージ等を活用し、施設設備について維持管理計画を策定の上、計画的な維持管理を実施する。

【48-1】平成 28 年度に策定した中長期修繕計画に基づき、省エネルギー対策を目的とした人感センサーの整備他、施設の維持管理を実施する。

【49】学長裁量スペースとして運用する施設を、平成 27 年度面積比で 50%拡大し、重点教育研究分野を中心に学長のリーダーシップによる施設の有効利用を推進する。

【49-1】施設の有効利用調査の結果等を活用し、学長裁量スペースを平成 27 年度面積比で 20%以上拡大する。

【50】全学的なスペースチャージ制を平成 31 年度から導入し、実験系の若手教員及びスペースを必要とする教員に優先的にスペースを割り当て、スペースの有効活用を図ることで本学の教育研究力の強化に結び付ける。

【50-1】平成 28 年度に行った徴収対象及び徴収料金の設定等の検討を踏まえ、課題等を整理し、平成 31 年度からの全学的スペースチャージ制導入に向け、規程の改正等の具体的検討を行う。

2 安全管理に関する目標を達成するための措置

【51】健全な労働環境確保のために、月 1 回以上の学内巡視、年 1 回以上のメンタルヘルス研修会を実施する。また、ハラスメント行為の防止を徹底する。

【51-1】衛生管理者及び産業医による学内の巡視を月 1 回以上継続して実施する。

【51-2】健全な労働環境確保のため、メンタルヘルス研修会を実施するとともにストレスチェック制度を活用し、メンタルヘルス不調者の発生を未然に防止する。ハラスメント行為の防止を徹底するため、ハラスメントに関する知識を教職員に広く周知するための研修会を実施する。

【52】 毒劇物及び放射性物質による事故等を未然に防止するため、毎年度、毒劇物に関する管理状況の検査を行い、安全管理体制の強化に取り組むとともに、安全管理教育及び講習会を実施することで教職員・学生の意識を向上させる。また、危機管理体制を強化するため、危機管理ガイドライン及び危機管理マニュアルを年1回以上点検し、改善を行う。

【52-1】 学内で取り扱う化学物質の数量管理について「薬品管理支援システム」の利用状況を高めること及び教職員学生の化学物質の管理意識を向上させるため、登録等状況の調査、登録依頼及び薬品管理支援システム取扱講習会を行う。

【52-2】 毒劇物に係る管理状況検査を実施することにより、関係法令や学内規則に則った適正な毒劇物管理が行われているかを継続して点検する。

【52-3】 危機管理体制について、社会状況の変化に応じて、危機管理ガイドライン及び危機管理マニュアルを点検し、必要に応じて改善を行う。

【53】 情報セキュリティーの確保を図るため、平成28年度までにユーザ情報の安全性を向上させる方法として学内サーバの仮想化及び集約化と認証機構の統合を進める。また、運用の効率化と可用性の向上を図るため、平成31年度までに高速な学外とのネットワーク通信、堅牢な学内ネットワーク構成及びクラウドを積極利用した業務データの分散管理の実現を目指した全学ネットワークシステムの更新を行う。

【53-1】 平成31年度のネットワークシステム更新に向け、必要とされる通信速度、セキュリティーレベルについて具体的にシステムの要求要件を整理し、その要件を基に複数の業者から情報を収集し、仕様策定に向けた準備を行う。

【53-2】 平成28年度に策定した本学の情報セキュリティ対策基本計画に基づき、情報の格付けに関する学内周知と管理体制の整備を行う。

【53-3】 情報セキュリティを確保する上で重要なサーバ20台について、外部委託によりセキュリティ監査を行う。

【53-4】 現在の学内セキュリティ管理体制に基づき、CSIRT（Computer Security Incident Response Team：情報セキュリティにかかるインシデントに対処するための組織）の機能を精査し、対応関係を確認の上、北見工業大学CSIRTを設置する。

【53-5】 学内の情報セキュリティ向上のため、学生に対して授業「情報科学概論（初年次教育科目）」内でセキュリティ講習を実施する。

【53-6】教職員を対象に役割・責任（サーバ等の管理担当者、管理責任者、通常のユーザ等）に応じた e ラーニング教育（研修）を実施し、100%の受講率とする。

3 法令遵守に関する目標を達成するための措置

【54】研究の不正行為及び研究費の不正使用の防止のため、コンプライアンス教育の受講と誓約書の提出を競争的資金の申請及び使用の要件と規定するとともに、研究活動における不正防止説明会や e-ラーニングの機会等を年 1 回以上設ける。コンプライアンス教育の受講機会を充実させ、100%の受講率を維持することで、教職員に対して不正防止のための教育を徹底実施し、高い法令遵守の意識を恒常的に保つ活動を継続して実施する。また、学部学生及び大学院学生に対しての研究倫理教育を導入教育として適正に実施する。

【54-1】研究の不正行為及び研究費の不正使用の防止のため、オリジナル教材や e-ラーニング を活用した不正防止のための教育を実施し、100%の受講率を維持するとともに、不正防止計画に規定したコンプライアンス教育の受講と誓約書の提出を引き続き競争的資金の申請及び使用の要件とする。

【54-2】平成 29 年度入学者の新カリキュラムで 2 年次の平成 30 年度から開講する「工学倫理」において、研究不正防止に関する授業を取り入れる準備をする。また、大学院入学生については、web を利用した不正防止に関する研究倫理教育を実施する。

【54-3】事務手続きの実態とルールの乖離を防ぐため不正防止計画を点検し必要に応じ見直しを行う。

【55】研究費の不正使用を防止するため、事務手続きに関する意見・要望を年に 1 回継続して調査し、調査結果に基づく事務手続きの改善を実施する。

【55-1】引き続き、研究費使用に係る事務手続きに関する意見・要望のアンケート調査を定期的実施し、必要に応じ事務手続きを改善するとともに、意見等や改善内容を周知し、教職員間の情報共有を図る。

【56】監事の独立性を保つと同時に監事機能を強化し、大学運営全般について不断にかつ緊密に監事との打合せを実施し、問題点の指摘、改善など PDCA サイクルに基づく大学運営体制を構築する。また、各種会議への陪席や監査や不正防止に係る計画立案の際に監事と意見交換を行うなど監事、監査室、不正防止対策室の連携によ

り、内部統制機能を充実する。

【56-1】 監事業務サポート体制を継続的に推進する。

【56-2】 引き続き、不正防止に向けた取組状況等の活動や実施結果について、不正防止対策室から監事に定期的な報告を行い、監事と情報を共有する。また継続して、不正防止対策室会議に監査室及び財務担当者が出席し、三者間の情報共有を図る。

VI 予算（人件費の見積を含む。）、収支計画及び資金計画

別紙参照

VII 短期借入金の限度額

○ 短期借入金の限度額

1 短期借入金の限度額

563,123 千円

2 想定される理由

運営費交付金の受け入れ遅延及び事故の発生等により緊急に必要となる対策費として借り入れることが想定されるため。

VIII 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

○ 重要な財産を譲渡又は担保に供する計画はない。

IX 剰余金の使途

○ 決算において剰余金が発生した場合は、教育研究の質の向上及び組織運営の改善に充てる。

X その他

1 施設・設備に関する計画

(単位 百万円)

施設・設備の内容	予定額	財 源
基幹・環境整備（防雪対策） 総合研究棟改修（機械工学系） 小規模改修	総額 432	施設整備費補助金 (417) 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構施設費 交付金 (15)

注) 金額については見込みであり、上記のほか、業務の実施状況等を勘案した施設・設備の整備や、老朽度合い等を勘案した施設・設備の改修等が追加されることもあり得る。

2 人事に関する計画

(1) 平成 29 年度の常勤職員数 170 人

また、任期付職員数の見込みを 74 人とする。

(2) 平成 29 年度の人件費総額見込み 2,187 百万円（退職手当は除く）

(別紙) 予算 (人件費の見積りを含む。)、収支計画及び資金計画

1. 予算

平成 29 年度 予算

(単位 百万円)

区 分	金 額
収入	
運営費交付金	2,408
施設整備費補助金	417
補助金等収入	75
大学改革支援・学位授与機構施設費交付金	15
自己収入	1,196
授業料・入学金及び検定料収入	1,104
雑収入	92
産学連携等研究収入及び寄附金収入等	123
計	4,234
支出	
業務費	3,604
教育研究経費	3,604
施設整備費	432
補助金等	75
産学連携等研究経費及び寄附金事業費等	123
計	4,234

[人件費の見積り]

期間中総額 2,187 百万円を支出する (退職手当は除く)。

2. 収支計画

平成 29 年度 収支計画

(単位 百万円)

区 分	金 額
費用の部	
經常費用	4,097
業務費	3,613
教育研究経費	1,056
受託研究費等	85
役員人件費	109
教員人件費	1,454
職員人件費	909
一般管理費	237
財務費用	2
減価償却費	245
収益の部	
經常収益	4,097
運営費交付金収益	2,408
授業料収益	1,010
入学金収益	157
検定料収益	44
受託研究等収益	93
補助金等収益	33
寄附金収益	35
施設費収益	38
雑益	92
資産見返運営費交付金等戻入	119
資産見返補助金等戻入	41
資産見返寄附金戻入	27
純利益	0
目的積立金取崩益	0
総利益	0

3. 資金計画

平成 29 年度 資金計画

(単位 百万円)

区 分	金 額
資金支出	4,514
業務活動による支出	3,634
投資活動による支出	498
財務活動による支出	103
翌年度への繰越金	279
資金収入	4,514
業務活動による収入	3,803
運営費交付金による収入	2,408
授業料・入学金及び検定料による収入	1,104
受託研究等収入	86
補助金等収入	75
寄附金収入	38
その他の収入	92
投資活動による収入	432
施設費による収入	432
前年度よりの繰越金	279

別表（学部の学科、研究科の専攻等）

工学部	地球環境工学科	190人	
	地域未来デザイン工学科	220人	
	機械工学科（H29 募集停止）	240人	
	社会環境工学科（H29 募集停止）	240人	
	電気電子工学科（H29 募集停止）	240人	
	情報システム工学科（H29 募集停止）	180人	
	バイオ環境化学科（H29 募集停止）	180人	
	マテリアル工学科（H29 募集停止）	150人	
	（第3年次編入学定員）	20人	
工学研究科	機械工学専攻	44人	（博士前期課程）
	社会環境工学専攻	40人	（ " ）
	電気電子工学専攻	40人	（ " ）
	情報システム工学専攻	32人	（ " ）
	バイオ環境化学専攻	36人	（ " ）
	マテリアル工学専攻	32人	（ " ）
	生産基盤工学専攻	9人	（博士後期課程）
	寒冷地・環境・エネルギー工学専攻	9人	（ " ）
	医療工学専攻	6人	（ " ）